

一般社団法人JI4PE(JI4PE) 会費規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人医療開発基盤研究所(以下、JI4PEという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する必要な事項を定める。

第2条(会費の金額)

会費は、JI4PEの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。

2. 正会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 個人正会員:個人の年会費は、2万円とする。ただし、理事を担当する場合は在任期間中の年会費は免除する。

3. 賛助会員および準会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 法人賛助会員:賛助会員(企業ならびに団体)の年会費は一口あたり20万円とする。

(2) 個人準会員:準会員(個人)の年会費は3千円とする。

第3条(会費の納入)

前条に規定する会費は、JI4PE事務局指定の方法により当該年度5月31日までに1年分を納入する。

2. 入会の申し込みをした主体は、当法人の定款第6条に定める手続きにより理事会の承認後、本法人の指定する期日以内に入会金と当該年度の会費を納入する。

3. 納入に要する銀行振り込み手数料は、会員または新規入会する主体の負担とする。

4. 会費は、当法人設立初年度を除き、3月に請求する。

5. 会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

第4条(本規程の改廃)

本規程の改訂および廃止は、総会において決定する。

2021年 1月 1日制定